「財産分与に関する財産目録」を作成する際の主な留意事項

平成３０年７月１８日

和歌山家庭裁判所

財産分与に関する審理を円滑かつ適正に行うために，次の留意事項を参考にしつつ，「財産分与に関する財産目録」（以下「本目録」といいます。）に必要事項を記載してください。

１　事件番号

本目録の左上部に，該当する事件番号を記載してください。

２　作成日

本目録を作成した日を記載してください。

３　基準時

いつの時点に存在する財産を財産分与の対象とするか（一般には，別居時）を記載してください。なお，別居日でない日を基準時として主張する予定がある場合には，早急に，基準時と考えている日とその根拠を適宜の用紙に記載し，根拠を裏付ける証拠とともに提出してください。

４　本目録の各欄について

本目録では，申立人（原告）名義の財産と相手方（被告）名義の財産に分けて，財産ごとに，必要事項を記載することになります。必要事項を記載する際に参考にした証拠については，本目録を提出する際に，併せて提出してください。財産が多数あるために欄が不足する場合には，エクセルデータにセルを挿入するか，適宜の用紙を使用して追加してください。

ある財産について，特有財産であって分与対象とならないなどの主張がある場合には，該当する財産の「主張額」欄に「０」などと記載した上で，「主張及び証拠」欄に，主張の概要や提出する証拠の番号（甲１など）を記載してください。なお，御自身の主張などを「主張及び証拠」欄に書ききれない場合には，適宜の用紙に追加していただいても構いません。

(1) 「Ａ　不動産」欄及び「ａ　不動産」欄

登記記録（登記簿）等を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。

不動産の価格については，固定資産評価証明書や査定書などの資料を参考にして，基準時における価格ではなく，直近に評価された価格を記載してください。

(2) 「Ｂ　預貯金」欄及び「ｂ　預貯金」欄

通帳や取引履歴などの資料を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。なお，通帳を資料として提出する場合には，通帳の表紙の裏ページ（銀行名，支店名，口座番号，名義人などが記載されたもの）も併せて提出してください。

(3) 「Ｃ　保険」欄及び「ｃ　保険」欄

保険証券や解約返戻金に関する証明書などの資料を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。保険会社から解約返戻金に関する証明書を取得する際には，基準時における解約返戻金が記載されたものを取得してください。

(4) 「Ｄ　有価証券（株式，国債，社債，投資信託など）」欄及び「ｄ　有価証券（株式，国債，社債，投資信託など）」欄

証券会社等が発行する「お預かり資産の明細書」などの資料を参考にして，有価証券につき，空欄に必要事項を記載してください。株式数などの数量については，基準時における数量を「基準時の数量」欄に記載してください（例えば，基準時がH30.6.9である場合には，同日時点での株式数を記載してください。）。

他方，株価などの単価については，基準時における単価ではなく，本目録の作成日における単価を記載してください。

(5) 「Ｅ　自動車」欄及び「ｅ　自動車」欄

車検証や査定書などの資料を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。査定書などの資料については，基準時における査定ではなく，直近に実施された査定の内容が記載されたものを提出してください。

(6) 「Ｆ　退職金，確定拠出年金など」欄及び「ｆ　退職金，確定拠出年金など」欄

就業規則，退職金規程，退職金計算書，確定拠出年金の仕組や支払根拠に関する資料などを参考にして，退職金等につき，空欄に必要事項を記載してください。

退職金に関しては，基準時に自己都合退職をした場合に支給される退職金額に関する資料を勤務先から取得した上で，同退職金額について，勤続期間（月数）と婚姻後の同居期間（月数）で按分したものを「主張額」欄に記載してください。

(7) 「Ｇ　その他の財産（債権，物品その他の動産など）」欄及び「ｇ　その他の財産（債権，物品その他の動産など）」欄

Ａ（ａ）欄からＦ（ｆ）欄までに記載しなかった夫婦の共有財産について，該当する財産の資料を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。

(8) 「Ｈ　負債」欄及び「ｈ　負債」欄

自宅や自動車のローンなど，夫婦の財産形成や共同生活のために借り入れた債務がある場合には，償還表や債務の残高証明書などの資料を参考にして，空欄に必要事項を記載してください。「負債の内容」欄には，どの財産に関する負債であるのかなどを記載し，「主張額」欄には，基準時における負債額を記載してください。

５　「申立人の資産合計」欄及び「相手方の資産合計」欄

それぞれの資産（プラスの財産）に関する主張額の小計を全て加えたものを記載してください。エクセルデータを活用する場合には，自動で合計金額が算出されるようになっています。

６　「申立人の総合計」欄及び「相手方の総合計」欄

それぞれの資産に関する主張額から負債に関する主張額を控除した金額を記載してください。エクセルデータを活用する場合には，自動で金額が算出されるようになっています。

７　「財産分与額（参考）」欄

財産分与に関する寄与の割合については，一般に，１：１とされています。この考え方を前提とすると，財産分与額は，次の計算式で算出されます。なお，この計算式により算出された金額がマイナスとなった場合には，一般に，財産分与額を０円と考えることになります。

財産分与額＝[（申立人／原告名義資産－申立人／原告名義負債）－（相手方／被告名義資産－相手方／被告名義負債）]÷２

財産形成に特別に寄与したという主張がある場合には，その旨の具体的な主張を適宜の用紙に記載してください。